

令和8年度 奨学生定期募集要領

公益財団法人 北海道高等学校奨学会

札幌市中央区北1条西6丁目

札幌ガーデンパレス

電話 (011) 222-6166

FAX (011) 222-6005

http://www.dō-shougaku.or.jp

第1 出願の資格

奨学金の貸付を受けようとする者は、日本国内の高等学校、特別支援学校の高等部の本科若しくは専攻科、中等教育学校後期課程又は専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学し学業に精励し修学の見込みがあり、経済的理由により修学困難な者であって、次の条件のうちいずれかに該当する者でなければなりません。

(1) 保護者が北海道内に住所を有する者

(2) (保護者が北海道内に住所を有していない者で) 生徒本人が北海道内の高等学校等に在学し、北海道内に住所を有し、他都府県が行う奨学事業の貸付を受けていない者

〔※注. 保護者の居住する都道府県が、その子弟の奨学事業を行うことが
基本原則となります。〕

◎在日外国人の申込資格は、上記のほか別記1 (P.7) のとおりです。

第2 募集人員及び貸付月額

貸付月額については貸付希望者が希望金額を選択する。

なお、貸付月額は、貸付途中での変更はできません。

区分	学年	貸付月額		募集人員
国・公立	全学年	右の額から	10,000円	第1学年 150人程度 第2学年・第3学年 若干名
		希望金額	15,000円	
		一つを選択	20,000円	
		(注)	25,000円	
私立	全学年	右の額から	10,000円	第1学年 500人程度 第2学年・第3学年 若干名
		希望金額	15,000円	
		一つを選択	20,000円	
			25,000円	
			30,000円	
			35,000円	

(注) 公立高等学校配置計画による北海道立高等学校の募集停止に伴い、その市町村に通学可能な高等学校が所在しなくなったため、通学区域内の他の高等学校へ修学することとなった別表第4に定める学年の生徒でその保護者が別表第4に定める市町村に居住する者は、国・公立高等学校等区分であっても貸付月額について30,000円又は35,000円も選択できる。

第3 募集期間

令和8年5月～6月26日 (本会必着)

第4 奨学生の決定・採用通知・奨学金の送金

令和8年7月末日までに奨学生を決定し採用を通知し、奨学金を8月20～25日頃学校へ送金(4月～9月分)の予定。

第5 貸付条件等

- (1) 利率 無利子とする。
- (2) 貸付期間 採用した月からその者の在学する学校の課程の最短修業年限の終期までとする。ただし原則として通算して4年を限度とする。
- (3) 貸付方法 在学する学校を通じて送金し貸付する。

第6 奨学金の返還について

奨学金は貸付するもので、貸付終了後は奨学金規程に従って正しく返還をしなければなりません。出願する生徒・保護者に対し、その点の説明指導を特にお願ひします。返還の概要は次のとおりです。

- (1) 奨学金は、貸付終了後1年据え置き、12年以内に別表第3に定める返還年額を年賦・半年賦にて、本会の指定する銀行（北洋銀行又は北海道銀行）の口座からの預金口座振替又は郵便局口座からの自動払込により返還する。
- (2) 大学等へ進学した場合は、その在学中は手続により返還を猶予することがある。
- (3) 奨学生の死亡又は心身障がい等により、返還が著しく困難であると認められるときは返還を免除することがある。

第7 出願の手続（提出書類）

学校長は奨学生の推薦に際し、次の書類を取りそろえ期日までに本会に提出してください。

なお、願書等の作成提出に当たっては、担当者等から生徒に対し十分説明・指導をお願いします。

1 出願者が学校を経由し提出するもの

- (1) 奨学生願書
- (2) 収入・所得に関する証明書
(次の①か②のいずれか)
 - ①父及び母の市区町村長の発行する令和7年1月から12月までの収入・所得の証明書（源泉徴収票や確定申告書は不可。）
 - ②生活保護受給（※注）証明書（市区町村長（福祉事務所長含）の発行する証明年月日が令和8年3月以降のもの）
- (3) その他必要な証明書（特別控除を受けるための診断書等）

2 学校において作成し提出するもの

- (1) 奨学生推薦調書
 - (2) 奨学生推薦者名簿（各学年ごとに作成のこと）
- （※注）生活保護世帯の子弟への貸付について

生活保護法による保護の基準の一部改正に伴い平成17年から生業扶助に高等学校等就学費が設けられ、保護費として給付されている。本会の奨学金が高等学校等就学費と重複する経費に該当する場合には保護費（高等学校等就学費）が受けられなくなる場合があるので、担当のケースワーカーとよく相談のうえ奨学金の借入及び月額を選択をするようご指導をお願いします。（月額の途中変更はできません。）

第8 採用後の手続

願書等審査後、採用となった者は連帯保証人2名（うち1名は親権者等）と連署した「誓約書・奨学金借用証書」に次の書類を添付し本会の定める期限までに在学する学校長を経て本会へ提出しなければなりません。正当な理由なく期限を経過しても提出のない場合は採用取消とすることがあります。

（添付書類）次のとおり

- (1) 本人及び連帯保証人2名、合計3名分の本籍及び筆頭者の記載のある「住民票」
※住民票は、マイナンバーの記載のないものを提出してください。（マイナンバーが記載されている場合は、マイナンバー部分を必ずマジック等で見えないように塗りつぶしたうえ、提出してください。）
- (2) 連帯保証人2名の「印鑑登録証明書」

第9 奨学生推薦基準

学校長の推薦に当たっては「第1 出願の資格」に該当しているかどうかを確認し、かつ次の基準に照らし総合的に判断し推薦者を決定してください。

- (1) 人物 学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が生徒にふさわしく将来良識ある社会人となる見込みのある者であること。
- (2) 学力 学業に精励し、修学の見込みのある者であること。
- (3) 健康 健康診断の判定が正規の修学に十分たえ得ると認められる者であること。
- (4) 家計 経済的な理由により修学が困難であると認められる者であること。

具体的には、健康であって（1）人物及び（2）学力については「人物総合判定付表」による結果がAまたはBの者であって（4）家計については「第10 家計基準」に該当する者を推薦してください。

第10 家計基準

- 1 出願者が属する世帯の令和7年1月から12月までの1年間の「所得金額」又は「認定所得金額」が、別表第1の収入基準額以下であること。
- 2 前項の「所得金額」とは、その世帯の主たる家計支持者の金銭・物品などの1年間の収入金額から、必要経費を控除した金額（給与所得にあつては、次頁の『給与所得の場合の「所得金額」の計算式』によって得た金額）をいう。
- 3 ただし、母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情にある世帯については、その世帯の所得金額から別表第2の特別控除額を控除した金額をその世帯の「所得金額」とみなすことができる。これを「認定所得金額」という。
- 4 失業又は転職等により令和7年1月から12月までの所得による算定のみで家計を判定することが適当でない認められる場合は、出願時現在の収入等を勘案して判定すること。

○給与所得の場合の「所得金額」の計算式

- ①収入金額が329万円以下の場合には所得金額を0円とする。
- ②収入金額が330万円以上400万円以下の場合
 ……収入金額(万円) × 0.8 - 263万円 = 所得金額(万円)
- ③収入金額が401万円以上878万円以下の場合
 ……収入金額(万円) × 0.7 - 223万円 = 所得金額(万円)
- ④収入金額が879万円以上の場合
 ……収入金額(万円) - 486万円 = 所得金額(万円)

注) 収入金額及び所得金額は、万円未満を切捨てて適用する。

別表第1 収入基準額表

世帯人員	収入基準額
1 人	1 4 3 万円
2 人	2 2 9 万円
3 人	2 6 4 万円
4 人	2 8 6 万円
5 人	3 0 7 万円
6 人	3 2 5 万円
7 人	3 4 1 万円

世帯人員が7人を超える場合は、一人増すごとに16万円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。

別表第2 特別控除額表

特別の事情	特別控除額			
(1) 母子・父子世帯であること	49万円			
(2) 就学者のいる世帯であること (児童・生徒・学生) (1人につき)	小学校	8万円		
	中学校	16万円		
	高等学校	国・公立	{ 自宅通学 28万円 自宅外通学 47万円	
		私立	{ 自宅通学 41万円 自宅外通学 60万円	
	高等専門学校	国・公立	{ 自宅通学 36万円 自宅外通学 55万円	
		私立	{ 自宅通学 60万円 自宅外通学 80万円	
	大学	国・公立	{ 自宅通学 59万円 自宅外通学 102万円	
		私立	{ 自宅通学 101万円 自宅外通学 144万円	
	専修学校	高等課程	国・公立	{ 自宅通学 17万円 自宅外通学 27万円
			私立	{ 自宅通学 37万円 自宅外通学 46万円
専門課程		国・公立	{ 自宅通学 22万円 自宅外通学 62万円	
		私立	{ 自宅通学 72万円 自宅外通学 112万円	
(3) 障がいのある人のいる世帯であること	障がいのある人1人につき 86万円			
(4) 長期療養者のいる世帯であること	療養のために経常的に特別な支出をしている金額			
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のために支出している金額。ただし、71万円を限度とする。			
(6) 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材あるいは、生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額			

備考1 「(2) 就学者のいる世帯であること」の控除には出願者本人を含める。

2 該当する特別の事情が2つ以上ある場合には、これらの特別控除額をあわせて控除することができる。

別表第3 返還年額

返還総額	返還年額	備考
1～240,000円	20,000円 〔尚、返還総額を20,000円で割って余りがある場合、最終年額は、20,000円にその余りを加えたものとする。〕	返還すべき年額を20,000円以上とする。 半年賦で返還する場合は、左の計算により得られた返還年額を2で除して得られた金額とする（但し、10円未満は切捨て）。
240,001円～	返還総額を12で割った金額（但し、10円未満は切り捨て） 〔尚、返還総額を返還年額で割って余りがある場合、最終年額は、返還年額にその余りを加えたものとする。〕	金額とする（但し、10円未満は切捨て）。 なお、10円未満の切捨てた額は、最終半年賦に上乗せ調整する。

別表第4 国・公立高等学校等区分の貸付月額について10,000円から35,000円まで選択可能な学年と保護者居住市町村

保護者が居住する市町村	学年	選択できる貸付月額
喜茂別町 沼田町 名寄市（旧風連町地区） 和寒町 浦幌町 石狩市 由仁町 愛別町 増毛町 木古内町 仁木町 古平町 三笠市 積丹町 中川町 様似町 赤平市 函館市戸井・恵山・榎法華地区 八雲町熊石地区 せたな町大成区長磯・貝取瀬 小清水町 共和町 滝上町 新得町 南幌町 北見市（留辺蘂町）	全学年	10,000円 15,000円 20,000円 25,000円 30,000円 35,000円
むかわ町（穂別地区）	第1・2学年	
奈井江町	第1学年	

別記1 在日外国人の申込資格

在日外国人のうち下記の「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年5月10日法律第71号）」第3条に規定する法定特別永住者及び「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」第2条の2に規定する別表第2による在留者で、表外の●印に該当する者及び※印に該当する者のうち●印に準ずると認められる者は、申込資格がある。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条

（法定特別永住者）

第3条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行の際次の各号の

1に該当しているものは、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

1 次のいずれかに該当する者

イ 附則第10条の規定による改正前のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和27年法律第126号）（以下「旧昭和27年法律第126号」という。）第2条第6項の規定により在留する者

ロ 附則第6条の規定による廃止前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和40年法律第146号）（以下「旧日韓特別法」という。）に基づく永住の許可を受けている者

ハ 附則第7条の規定による改正前の入管法（以下「旧入管法」という。）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

2 旧入管法別表第2の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもって在留する者

出入国管理及び難民認定法 別表第2

在留資格	本邦において有する身分又は地位
● 永住者	法務大臣が永住を認める者
※ 日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
● 永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
※ 定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

公益財団法人 **北海道高等学校奨学会**

札幌市中央区北1条西6丁目

札幌ガーデンパレス

電話 (011) 222-6166

FAX (011) 222-6005

<http://www.do-shougaku.or.jp>